○国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科運営委員会規程

平成22年2月26日 規 程 第10号

最終改正 令和5年6月28日規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第25条第2項の規定に基づき、大学院技術科学研究科運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 研究科の教育方針・教育計画の立案及び実施に関すること。
 - (2) 研究科の各専攻教授会の審議事項に関し、専攻間の調整を行う必要のあるもの。
 - (3) その他研究科の教育研究に関する重要な事項。

(組織)

- 第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究科長
 - (2) 産業技術学専攻長
 - (3) 保健科学専攻長
 - (4) 情報アクセシビリティ専攻長
 - (5) その他学長が指名する者 若干人

(任期)

- 第4条 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、研究科長をもって充て、副委員長は委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。 (定足数)
- 第6条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、関係の職員を運営委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営委員会に関する事務は、聴覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、

学長が別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。